〇 地 域における地域経済牽引事業の促 進に関する基本的な方針 (令和二年総務省、 財務省、 厚生労働省、 農

林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号)

最終改正 令和五年十二月二十八日

地 域 経 済牽 引 事 <u>,</u> 業  $\mathcal{O}$ 促 進 に よる地 域  $\hat{O}$ 成 長 発展 0) 基盤 強化 に関する法 律 ( 以 下 法 という。) 第三条第

項 0 規定に基づき、 地 域 経 済牽引事業 ·業 の 促 進 に 関する事項及び地域経済牽引支援機関 の連 携に関する事項

を次のとおり定める。

第一 地域経済牽引事業の促進に関する事項

1 地 域 経 済 牽 引 事 業  $\mathcal{O}$ 促 進  $\mathcal{O}$ 目 標に 関 す る事 項

- (1)地 域 経 済 牽 引 事 業  $\mathcal{O}$ 促 進 に ょ る経 済 的 効 果に 関する目
- ① 目指すべき地域の将来像の概略

地 域 経済分析システム等を活用 して、 地域経済牽引事業として促進しようとする産業及びその関

連産 業 0 構 造 雇 用 状 況、 需 要構 造 地 域 角  $\mathcal{O}$ 事 業 者が 地域 経 済に与える影響等  $\mathcal{O}$ 地 域 経 済 の定量

な 把 握及びその分析を行 った上で、 目 指 す × き地 域  $\mathcal{O}$ 将 来 像  $\mathcal{O}$ 概 略 に 0 ١ ر て定めるものとする。

的

#### ② 目標値の設定

地 域 経済牽引事業の促進による経済的効果の目標として、 基本計画の計画期間 (基本計画 [の計画

期間 は 原則 五年とする。)に おける促進 区域に係る地域経済牽引事業  $\mathcal{O}$ 促 進による付 加 価値 創 出 額

の目標値を定めるものとする。

目 標の設定に当たっては、 原則として地域経済牽引事業による付加価値創出額を積み上げる方法

により、 基本計画に係る主務大臣の同意及び事後検証の際に、 目標の設定方法、 地域経済牽引事業

の内容との関係性、 目 標 の達成又は不達成の要因等について分析できるものとする。 また、 必要に

応じて、 目標を達成するため の プ 口 セ スを管理 • 計 測するため Ó KPIを定め、 補助的指標として

活用するものとする。

地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(2)

次に示す事項を目安として、 地方公共団体において、 地域経済牽引事業の目標設定を行うものとす

る。

地域経済牽引事業は、 次の①から③までを全て満たす事業をいう。 地域経済牽引事業計画 ( 以 下

事業計画」という。)の実施期間は五年を超えない範囲で定めることとし、 六項の規定に基づき主務大臣 あ 0 たときは、 その変更後 0) もの。 が同意をした基本計 以 下 「同意基本 画 計画」 (法第五条第一 という。 項又は第二項の規定による変更が  $\mathcal{O}$ 計 画 当該期間は、 期間  $\mathcal{O}$ 終期を超えて定め 法第四条第

ることができる。

### ① 地域の特性の活用

地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、 経済的又は社会的な観点からみた

地域  $\mathcal{O}$ 特性に関する基本的な事項」 に基づいて、 同意基本計画に定める地域の特性及びその活用戦

略に沿った事業であると認められるものであること。

## ② 高い付加価値の創出

促進 区域にお į, て新たな事業所が一つ立地するのと同等の付加価値額 (具体的には、 都道府県別

事業所当たりの平均付加 価値額とする。) 以上の付加価値額を創出すると見込まれるものである

こと。

ただし、 事業計 画 の実施期間 !が五年に満たない場合には、 事業計画 の実施期間に応じた付 加 価 値

額を定めることができる。

③ 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地 域経済牽引事業の実施により、 同 意基本計画に定める次のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 地域の事業者との取引額が増加すること。
- ・ 地域の事業者の売上げが増加すること。
- ・ 地域の事業者の雇用者数が増加すること。
- ・ 地域の事業者の給与総額が増加すること。

ただし、 事業計画  $\mathcal{O}$ 実施 期間 が五年に満たない場合には、 事業計画の実施期間に応じた数値を定

めることができる。

促進区域及び重点促進区域の設定に関する基本的な事項

口

(1) 促進区域の設定

促進区 |域は、 基本計 画の対象となる区域であり、 原則として行政区画単位で定めるものとする。 促

進区域の設定に当たっては、 環 境 の保全、 土地 利用の調 整 その 他地域経済牽引事 業の促進に際

し配慮すべき事項」に留意するものとする。

## (2) 重点促進区域の設定

## ① 重点促進区域の設定方法

促 進 区 域  $\mathcal{O}$ 区 域 内に お 7 て特に重点的 に地域経済牽引事業  $\mathcal{O}$ 促進を図るべき区域 ( 以 下 「重点促

進区域」という。)を定める場合にあっては、 地域 の特性が顕著に存在する地域及びその 周 辺 地

域

(工業団地、 観光地、 商業エリア、交通インフラ又は主要な大学若しくは研究機関が存在する地域

等) を、 その設定理由を明確にした上で、字単位で定めるものとする。 ただし、 字が 住所に含まれ

てい ない 、場合に、 は、 図 面等で定めることができる。 重点促進 区域の設定に当たっては、 環境

の保全、 土地 利 用  $\mathcal{O}$ 調 整その 他 地域経済牽引事業の 促進に際 し配慮すべき事項」に留意するものと

する。

# ② 工場立地特例対象区域の設定

重点 促 進区域に お いて、 市町村が工場立地特例対象区域を設定しようとする場合は、 地番等を用

いて定めるものとする。

地 域 経 済牽引事業の 促進に当たって生かすべき自然的 経済的又は社会的な観点からみた地域 の特性

に関する基本的な事項

ノヽ

地 域  $\mathcal{O}$ 特 性  $\mathcal{O}$ 設 定に当たって は、 地域経済 済 分析 シ ステ ム等を活 用 L た 比地域経· 済の定量的 な 6把握 及 びそ

 $\mathcal{O}$ 分 析 を 行 0 た上 で、 地 域  $\mathcal{O}$ 特 性 1 産 業  $\mathcal{O}$ 集 積 2 覾 光資 源 3 特 産 物、 4 技術、 ⑤ 人 材、 6 情 報

⑦インフラ、 **⑧** 自 !然環境 (観光資 源を除く。)、 ⑨その他) 及び当該 地 域  $\mathcal{O}$ 特 性 を 戦 略 的 に活用する分

野 (①成長ものづくり、 ②農林. 水産 地域商社、 ③デジタル、 ④ 観 光 スポ ッ ・ 文 化 まちづくり、

(5) )環境 • エ ネルギー 6 ル ス ケア・ 教育サービス、⑦その他) を、 基本 計 画当 たり 九 個 以内 を目 安

として定めるものとする。

=

地 域 経 済 牽 引 事 業  $\mathcal{O}$ 促 進 に 資 す る制 度  $\mathcal{O}$ 整 備 地 域 経 済牽 引 事 業に 係 る情 報 処 理  $\mathcal{O}$ 促 進  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 環境

 $\mathcal{O}$ 整 備 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 地 域 経 済 牽引 事 業  $\mathcal{O}$ 促進に必要な事業環 境  $\mathcal{O}$ 整 備 12 関 する基本的 な 事 項

地 方公共 団体 は、 次  $\mathcal{O}$ (1) から (3)までに定め る事項に 取 り組 むこととし、 事業者が 地 域経 済牽引事業を

(1) 地 域 経 済牽 引事 業  $\mathcal{O}$ 促 進 に 資する 制 度 0 整備

実施

す

る

際

 $\mathcal{O}$ 

予

見可

能

性

を高

8)

る

観

点

か

5

その

実施

ス

ケジ

ユ

ルを定めるものとする。

地方公共団体は、 地方税の減免措置や景観条例等の創設及び必要な制度の改廃等、 地方公共団体が

地域経済牽引事業の促進のために促進区域で行う予定の制度の整備に関して、 具体的に定めるものと

する。

なお、 「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」を総合的に行う国の地方創生施策においては、

地域経済牽引事業の促進は、特に「しごと」創出の観点で、 重要な役割を果たすものである。このた

め、 地方公共団体は、 地方創生関連施策と連携して地域経済牽引事業を促進することが重要である。

(2) 情報処理の促進のための環境の整備

地 方公共団体は、 促進 区域 で情報処理を活用した地域経済牽引事業の促進を行うために、 公共デー

タ の民間 公開等によって、 様々なデータを地域経済牽引事業に活用できる環境を整備するよう努める

ものとする。

なお、公共データの民間公開等を行う場合には、 地方公共団体において定める個人情報保護条例等

に基づいて適切な個人情報保護等の処置を行うものとする。

(3) その 他  $\mathcal{O}$ 地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事 項

① 事業者からの事業環境整備の提案への対応

等 の 地 遵守を前提に、 域 経済牽引事 業に関する各種 その 裁 量  $\mathcal{O}$ 範 囲 内 規 制や条例 に お 7) て、  $\mathcal{O}$ 適 事 用 業者 及び  $\mathcal{O}$ 運用に当たっては、 必要性に 鑑み Ć 規 制 地方公共団体が、 B 制 度等  $\mathcal{O}$ 柔軟 法令 な 運

用 B 見 直 等 0) 事 \* 環 境 整 備 を 積 極 的 に 進  $\emptyset$ てい くことが 重要で あ り、 地 方公共 寸 体 は 事 業者 か 5

 $\mathcal{O}$ 事 業環境整 備 の提案に対応する体制 の整備に につ *(* ) て定めるものとする。

## ② 事業者の成長促進等

事 業者が、 地 域 経済牽引事 ·業 の 実施を通じて、 雇 用拡大等による成長を志向できる環境を整備 す

ることが 重要である。 これを実現す るため É は、 地 方公 共団 体 に お 1 7 ŧ 玉  $\mathcal{O}$ 施 策  $\mathcal{O}$ 活 用 12 加 え

中 小 企業が中 堅企業 へと成長した後 ŧ 地 域 経 済 達引事 業  $\mathcal{O}$ 促 進 に当たっ て 中 小 企 業 向 け  $\mathcal{O}$ 支援

策の 活 用を可能とする等、 事業者の成長段階に応じた支援に取り組むとともに、 事業者の 海 外 展開

支 援 の強化を図ることが有効である。 また、 地域に お **(** ) て経済成長 の原動・ 力であるイノベ ] 彐

を生み 出すため、 「スタートアップ育成 5 か 年 計 画 (令和四 年十一月二十八 月新 L V) 資本主 義実

現会議決定) も踏まえ、 金融機関や大学等と連携 ľ 地域経済を牽引することが見込まれるス ター

トアップへ の資金供給の拡大や、 調達の推進、 実証事業への支援に取り組むことが有効である。

3 地 域 における重要産業のサプライチェ ーンの構築 ・ 強 靭<sup>じん</sup> 化 この支援

促進 少子 に . 資 す 高 る 化 産業を重要産業として を背景に労働 力需給 が逼迫する中、 特定し、 当該 特 重 に 要産 高 業 1 付  $\mathcal{O}$ 安定的 加 価 価値を創 か つ 継 出する地域経 続的 な 発展 を実 済牽引 現 す 事 · 業 べ <  $\mathcal{O}$ 

経済分析システ に関する産業戦 略を策定するとともに、 ム等も活用しながら、 地域における重要産業を特定した上で、 国の施策とも連携しつつ、サプライチ 当該 エ ] ンの 重 要産業 構 築 0 振 強 靭 興

サプライチェ

ーンを構築

強靭化する必要性が高まっている。

このため、

地方公共団体

は、

地

域

化を念頭に当該 重 要 産 業  $\mathcal{O}$ 振 興に資する重点的 な支援を講ずることが重要である。 ま た、 玉 際 情 勢

の複 雑 化等 に より、 経済安全保障等 0 観 点 か ら、 玉 1の施策に たにおい ても、 国家として守るべ き重 要物

え、 資や重 地 域における重要産業が当該産業と関係する場合には、 |要技術に係る産業のサプライチェ ーンを構築 ・強靭化する必要性が高まっていることを踏ま 産業戦略策定等において関連する国 (T)

方針とも調和するよう努めることが望ましい。

④ 地域ブランドの育成・強化

地 域 の資源を活用した地域経済牽引事業の実施に当たっては、 地域の資源をブランド化すること

により 商品等 O付 加 価値 を高めることが有効である。 このため、 地方公共団体は、 関 係団 体、 事業

者等と連携 Ļ 地 域を挙げ た継続が 約な情況 報発信や地域全体を巻き込んだ活性化  $\mathcal{O}$ 取 組 を行うことに

より、地域ブランドの育成・強化を図ることが重要である。

# ⑤ 研究開発や販路開拓等の支援

地 域 経 済牽引事 業の促進に当たっては、 地域 の事業者の技術力の向上等により、 競 争力の向上や

新事 業 ^ (T) 展開 を促進することが重要である。 しかしながら、 事業者にとっては、 単 独 での新たな

研 究 開 発や 販路 開 拓 は IJ ス クが大きく、 躊 り ちゅうちょ するおそれもあるため、 地 方公共団 体 は 玉  $\mathcal{O}$ 施策 t

活用 L なが、 5 事 業者が大学 公設 試 験 研 究機関  $\widehat{\pm}$ 一業試 験場 等) 等  $\mathcal{O}$ 研 究機関や産業支援センタ

等と連携して行う研究開発や販路開拓等を支援することが重要である。

## ⑥ 人材育成·確保支援

少子 高 齢 化 が 深 刻化 労働 力人口 が 減少する中、 地域 経 済牽引事業の 促進に当たっては、 地域

経済牽引事 業 0 実施に資する人材を育成 確保することが重要である。 これを実現するために は

業者 育 能 業 確保する観点か 成す 0) 0 この労働力 育成については、 向 実施に資する最適な教育プロ ることが 上  $\overline{\mathcal{O}}$ ため 市 · 場 に 5 0 有 教育訓 効 おける更なる認知度向 で 働き方改革 玉 あ る。 練  $\mathcal{O}$ そ 施 ま  $\mathcal{O}$ 策の活用を図りながら、 Ò た、 他 L グラ 推  $\mathcal{O}$ 事 人材 進に資する A 業者等が 上 0 確 のため 開 保 発や、 に . 従業員 玉 0 0 0) 1 情報提問 事 認定制 て 業者 地域 E は、 対 供 度等 地 L  $\mathcal{O}$ の教育機関等と連携 で実施を 事 並 域 (T) 業 び 経 普及促進 に支援機関等が 済牽  $\mathcal{O}$ 実施 する教育訓 引 事 に . 必要な. 業 地  $\mathcal{O}$ 域域 実 練を支援 した地域経済牽 行う兼業 施 知 経済を牽引す 識 に 資  $\mathcal{O}$ (する・ 習得又は 副業人 る事 材 引 材 を 技 事 を

7 道 路 港湾、 空港等  $\mathcal{O}$ 1 フラ整備 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 及 び 産 業 用 地  $\mathcal{O}$ 確 保 支援

材や

高

度外

玉

人材と事業者との

7

ッチング及び当

該

人材

 $\mathcal{O}$ 

地

域

 $\sim$ 

 $\mathcal{O}$ 

定着支援が

有効である。

との 広 物 域 有 流 的 機的 コ こな視点 ス な連 } 0 携等 低 も踏まえ、 減  $\mathcal{O}$ B 観点 人  $\mathcal{O}$ 国 カン 移 との ら重要であり、 動  $\mathcal{O}$ 適切 円 滑 な役割の 化 は、 分担 地 事 方 業 公共団 の 下、 者  $\mathcal{O}$ 事 道路、 体 業 は 活 動 港湾、 地  $\mathcal{O}$ 域経済牽 効 率 空港等社会資本に関する整備 化 引事 関係事 業 業者や 0 促 進に当た 研 究 機 って 関 等

また、 国 0 施 策と連携し ながら、 工場 跡 地を含む 工場: 適 地 に関する情報を体系化 事業者 に適

計画と

0)

連携

を図

ŋ

·つつ、

戦

略

的

に

取

組

を進

めることが

重要で

、ある。

基づく つつ、 く実施 業 切 0 導 事業者 計 産 示するとともに、 入 業  $\mathcal{O}$ 画を策定した上で、 促  $\mathcal{O}$ 進 導 のニーズを踏まえた産業用 等に 入  $\mathcal{O}$ 関する法律 促 進等 地域経済牽引事業の用に供する施設の整備につい を行う 農村産業法の税制 (昭 取 和 組 匹 が 十六年法律 地 地 域  $\mathcal{O}$ 経 確保を図ることが 又は 済 牽 融資等 第百十二号。 引 事 業に該当する場合 の活用を図ることが有効である。 重要である。 以下 「農村 には、 ての 産 なお、 業 配慮規定等も活用し 農村 法 農村 という。 産 業法 地 域 ^  $\mathcal{O}$ に 産

#### 8 賃上げ促進支援

プライチ 地 域 経済牽引事 エ 全体 業 :で適切 0 促進に当たっては、 (Z 転 嫁 できる環境 労務費、 が 整 備 され、 原材料費及び 事 業 者 エネルギ  $\mathcal{O}$ 賃 £ げ  $\mathcal{O}$ ] 原資 コ スト等の上昇分をサ が 確 保 されること

が 重 事業者の賃上げの 要であ る。 これ 取組 を実現するため を促進する支援体制 に は、 地 方  $\mathcal{O}$ 構 公 築、 共 寸 賃上げに向けて活用できる国 体 は、 国 B 労務管理 を支援 する  $\mathcal{O}$ 助 機 成 関 と連 制 度等 携  $\mathcal{O}$ 

情 報提 供 並 びに 価 格転 嫁  $\mathcal{O}$ 円 滑化等を通じたサプライチェーン全体の共存 共栄を目指 すパ トナー

シ ップ 構築宣 言  $\mathcal{O}$ 更なる拡大に · 向 けて 地 域  $\hat{O}$ 経済 寸 体等が行う協定締 結 共 同 宣 言 ^ 0 参 画及び宣

言企業向

け

 $\mathcal{O}$ 

優

遇

措置

の導入等を行

V)

事

業

者

 $\mathcal{O}$ 

取

組を支援することが有効である。

⑨ グリーントランスフォーメーションの促進支援

地 域 経済牽引事 業の促進に当たっては、 カー ボ ンニュ ートラルの実現に向けた脱炭素製品 の需要

創出を含め、 が 促進 地 されることが 域  $\mathcal{O}$ 事 業者 重 の実情に応じたグリー 要で あ る。 これを実現するために ントランスフ は、 オ 地 メー 方 公 シ ョン 共団 体 ( 以 下 は 玉 「GX」とい  $\mathcal{O}$ 施 策 も活

用しながら、 積極的 に環境物品を調 達し 需要創出を図るとともに、 組織横 断 的 に G X 0) 取 組 を進 b

る体 制 の整備 や支援機関 のネットワー ク 0 構築により、 事業者のGXに向けた取組を支援すること

が 有効である。 また、 事業者の カー ボンニュ ートラルの 実現に、 向 だけて情報提供を行うとともに、 温

室効果 ガ ス  $\mathcal{O}$ 排 出 量  $\mathcal{O}$ 見え る化及び脱炭 素化 省 工 ネを促 進 す る設備投資、 事 業者  $\mathcal{O}$ G X促進 に資

⑩ デジタルトランスフォーメーションの促進支援

する人材育

成

革

新

的

な製

品品

技

術

開

発

並

び

に新

事

業展開を支援することが有効である。

労働 力需 給が 逼迫する中、 デジタル技術 の活用 の成否が企業・ 産業の競争力に直結することを踏

まえ、 地域 の実情に応じてあらゆる分野でデジタル 技術が 有効に活用され 地域 経 済牽引事業 のデ

ジタル化やデジタルトランスフォ メー シ ョン ( 以 下 「DX」という。) が進み、 事業者  $\mathcal{O}$ 生 産性

関する 進に 機関等と連携した事業者のデジタル化やDXを促進する支援体 や大学等と連携した事業者のデジタル化やDXの促進に資する人材育成及び事業者によるデジタル 対する優遇措置の導入等を行い、 向上や新事業展開が図られることが重要である。これを実現するためには、 関 相 する法律 談窓  $\square$  $\mathcal{O}$ (昭 設 和 置 兀 + D X 五 認定等 年 法律第九十号)第三十一条 事業者 0 普 の取組を支援することが有効である。 及 のため 0) 研 修  $\mathcal{O}$ 実  $\mathcal{O}$ 施 認定をいう。 及び 制  $\mathcal{O}$ 構築、 D X 認 定等 以下同じ。 D X 地方公共団体は、 また、 を 認定 取 得 **(情** ITベンダー L た事  $\mathcal{O}$ 報 取 処 得等に 業 理 支援 者に  $\overline{\mathcal{O}}$ 促

#### ⑪ 事業承継支援

技術を活用

した新事

業創出を支援することが有効である。

は、

各地域

の産業構造や産業特性を踏まえ、

地 域 12 お 7 て経営者の高 齢化が 進み、 後継 者が不足する中、 地 域経済牽引事 業 の促 進に当た って

事業者の経営資源が将来世代に引き継がれるとともに

事 業 承継 引継ぎを契機とした経営革新を通じた生産性 向 上及び販路 拡大等の の新たな 需要が 開 拓

されることが重要である。 これを実現するためには 地方公共団 体は、 事 業者に、 よる 計 画 的 な 事業

承継 に係る取 組 を促進するとともに、 第三者承継等を通じ た経営資源 の引継ぎを促すべく、 国や事

業承 継 ・引継ぎを支援する機関と連携し、 支援機関 のネットワーク構築を含めた事業承継 引継ぎ

の支援体 件制を整理 備することが有効である。 また、 事 業承 継 引 継ぎを契機とし た経営革 <del>,</del>新 に 向 けた

取 組 及 び 後 継者を主体とした新規 事 業や事 ¥ 紫拡· 大を始めとした地 **地域経済** 牽 引事 業  $\mathcal{O}$ 実 施 を支援する

ことが有効である。

ホ 地 域 経 済 牽引支援機関 が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支

援体制の整備に関する基本的な事項

地 域 経 済 牽引支援機 関 は、 次に · 掲 げ る地域 経済牽引事業に対する支援の事業を行う者であって、 公設

試 験 研 究機 翼 産業支援セ ンタ 大学 高 等専 '門学校、 商 工 会 商 工 会 議 所 及び 地 域 銀 行 信 用 金 庫

信 用 組 合 等  $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 金 融 機関 等が 想定され る。 地 方 公 共 寸 体 は 地 域 経 済 牽 -引支援 機 関 て 想定さ

れ る主体及びその支援内容を踏まえ、 促進 区 域で期待される支援の事 業内容とその主体及び実施方法と

L て の連 携支援計 画  $\mathcal{O}$ 作成等について、 基本 計 画 に お 1 て定めるものとする。

(1) 技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進

事 業化 につなが る研 究開 発支援、 技術: 移 転 機関等を活用した大学等の研究成果の事業者等 0 移転

の支援及び研究成果の普及等

(2) 市場に関する調査研究及び情報提供

都 道 府 県の 区 域を超えたネ ・ツト · ワ ] ク等を活用 した市 場 三一 ズと研究シ 1 ・ズの 7 ッチング支援及び

技術: 情 報 人 材 情 報 特 許 情 報 市 場 情 報等の 事 業者 が必要とする情 報 0 提 供等

(3) 経営能率の向上の促進

経営能 率の 向 上に資する人材育成支援やロ ーカルベンチマークを活用した経営改善支援等

(4) 資金の融通の円滑化

技 術 開 発、 製品 開 発、 生産、 販売及び流通等 の事業の 発展段階に応じた融資による支援等

(5) 研修

技術 開 発、 販路開拓及び労務管理・マネジメントの能力等の向上のための研修・セミナー等

(6) 事業承継等支援

地域 経 済牽引事業を行う事業者にとって必要不可欠な中 小 企業 小 規模 事 業者等 の事 業承継等支援

P, 地域 経済牽引事業を行う事業者が関連する事業者  $\mathcal{O}$ 再編 統合等を行う場合  $\mathcal{O}$ 事 業承継等支援

## (7) 人材育成·確保支援

地 域 経 済 牽 引事 業  $\mathcal{O}$ 実施 に 必 要な、 知識  $\mathcal{O}$ 習得又は技 能  $\mathcal{O}$ 向 上の ため の教育 訓 練  $\mathcal{O}$ 実施 による人材の

育成支援 働き方改革  $\mathcal{O}$ 推 進 に 資 す る 玉  $\mathcal{O}$ 認定 制 度等  $\mathcal{O}$ 普 及 促 進 兼 業 • 副 業人材や高 度外 玉 人 材

事 ,業者, لح 0) 7 ッチング 及び当 該 人材  $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 定 着支 援 並 び に 人 材 戦 略  $\mathcal{O}$ 策定支援等による人 材  $\mathcal{O}$ 確

#### 保支援

### (8) 賃上げ促進支援

事 業者 0 賃 上げ に資する取 組  $\mathcal{O}$ 促 進 にこ 向 け た相 談 窓  $\Box$  $\mathcal{O}$ 設置、 賃上げに向 けて活用できる国  $\mathcal{O}$ 助 成

制 度等  $\mathcal{O}$ 情 報 提 供 及 Ţ 申 請 書  $\mathcal{O}$ 作 成支 援 並 び に パ ] 1 ナ シ ップ構築宣 言  $\mathcal{O}$ 更なる拡 大に 向 け た 地 方

公共団体等との協定締結・共同宣言等

### (9) GXの促進支援

事 業者  $\mathcal{O}$ 力 ] ボ ン = ユ 1 ラ ĺ に資する取 組 の促進に向けた相 談窓  $\Box$ 0 設 置、 温室: 一効果ガ ス  $\mathcal{O}$ 排 出

量 一の算定、 省 工 ネ ル ギ 診 断  $\mathcal{O}$ 実 施 事 業 者  $\mathcal{O}$ G X を 実現する るた 8  $\mathcal{O}$ 取 組 を 盛り 込 んだ 経 営 計 画  $\mathcal{O}$ 策

定支援、 事 業者  $\mathcal{O}$ G X 促 進 に資する人材 育 成や革 新 的 な製 品 技 術 開 発 及 び 新事 業 展 開  $\mathcal{O}$ 支援等

(10) DXの促進支援

事業者 が策定するデジタル 化 や D Xの促進に資する戦略の策定及び当該戦略の実現に 向 けた伴走支

援、 デジタル 技術 0 導入に向 け た I T ~ ンダ と事業者との 7 ッチング支援、 D X 認 定  $\mathcal{O}$ 取 得等 に関

する 相 談 窓  $\Box$  $\mathcal{O}$ 設 置 並 びに 事 業者 のデジ タ ル 化 B D X  $\mathcal{O}$ 促進 に資する人材 育 成

環 境 0 保全、 土 地 利 用 の調整 そ 0 他 地 域 経済牽引事 業の 促進に際し 配 『慮すべ き事項

(1) 地域振興に関する計画等との調和

基本 計 画及び土地 利 用調整: 計 画と土は 地 利 用関係 の諸 計画等との 調 和を保 つ 観点、 から、 基本計 画 . の 作

成 に当たっては、 次に掲 げ る土 地 利 用関 係  $\mathcal{O}$ 諸 計 画 等 との 調整 方針 等 につい て具体的 に定 め る ŧ  $\mathcal{O}$ لح

する。

① 国土形成計画·国土利用計画·土地利用基本計画

2 都 市 計 画 及び 都 市 計 画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十八条の二の市 町村の都市 計 画に関する

基本的な方針

3 中 心 市 街 地 の活性化に関する法律 平 成十年法律第九十二号) に規定する基本方針 及び基 本

計

画

- 4 河川、 鉄道、 港湾、 空港等の施設に関する国又は地方公共団体 (港務局を含む。) の計画
- ⑤ 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

資  $\mathcal{O}$ ちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要であるため、 本の 防止を図るとともに、 重点促進区域を定め、 老 朽化 0) 対応、 えも併、 新たに大規模な公共施設整備を要することのないよう土地利用関係の各種計 土地 せ て水 利 用 かめら 調整を行う場合に れてい 、る状況 の下、 あ っては、 都市 全体 人口減少· 0 構 造を見直 高 齢 化  $\mathcal{O}$ 進 行 コ 市 ン に 街地 加え、 クト 0 社 会 拡散 なま

土地利 に 基づく 基 本 用 計 、土地利! 調整区域を定める場合には、 画 で定める重点促進区 用 調 整計 画を作 一域に 成 し、 おけ 土地 地 る地 域 利用調整区域は、 経済牽引事 域経済牽引事 業に係る土 業 に 地番単位で定めるものとする。 ついて、 地 利用 市  $\mathcal{O}$ 町村 調 整を行うべき区域として が、 法第 + 条第 項 画との

調

和を図るものとする。

窓 当たっては、 なお、 口を設け、 基本計画の作成、 土 都道. 地 利 府 用関係 県におい 市 0 て、 諸計画等との整合を図り 町村による土地利用 庁内に部 局 成横断的<sup>è</sup> 調整計 な 調整 ながら、 画 の場や市  $\mathcal{O}$ 作 調整が 成及び都道府県による同 町 7円滑 村 に対するワンスト に行われるよう取り組 計 ップの 画 の同意に むこ 相談

とが望ましい。

2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

重 点 促 進区域に つい ては、 農業関 連施 設を整備する等、 土地 を農用地区域から除外せずに地域経済

牽引 事 業 0 用 に供することができる場合を除き、 農用 地区 域 外  $\mathcal{O}$ 土 地を優先して定めるものとする。

土 地 利用調整区域の設定に当たっては、 既存の工業団地、 遊休地、 農村産業法に基づき造成された

用 地等の工場適地や業務用地 の把握を行い、 こうした用地を優先して定めるものとする。 市町村 にお

1 ては、 こうした工場適地や業務用地に関する情報を体系化し、 事業者に適切に開 示するものとする。

また、 土 地 利用 調 整 区 域 ^ 0 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 地を想定 し てい 、 た 事 業者が立地 を取 りやめる、 立 地 した事 業者がその

後すぐに撤退する等  $\dot{O}$ 事 態が生じないよう、 具体的な立地ニー ズや事業の見通しを踏まえて区域を定

めるものとする。

やむを得ず土地 利用調整区域に農地を含める場合においては、 市町村が土地利用調整区域を設定す

る際に行うべき調整について、 次の考え方に基づく具体的な方針を、 基本計画にお いて、 地域 の実情

を踏まえて定めるものとする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内に、 都市 計 画法に基づく市街化区域 (非線引き都市計 画区域にあっては用途地域

が存在する場合には、これらに含まれる土地を優先的に土地 利用調整区域として定める等、 農用

地区域外での開発を優先すること。

2

周辺

の土地

の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備することにより、

集団的農地 (T) 中央部 に他の使途の土地が介在することとなり、 高性能機械による営農へ 、 の 支

障が生ずる

地 中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずる 小規模  $\mathcal{O}$ 開 発行為がまとまりなく行われることとなり、 農業生産基盤整備事業の実施や、 農

農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 第十九条第一項に規定する地域計画

(以下 「地域計画」 という。) の区域内に他 の使途の土地が介在することとなり、 当該 地 域計

画に定められた農作物 0 生産 振興や産地形成、 当該 地域 計 画に定められた効率的 かつ安定的な

農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画

の達成に支障が生ずる

等、 土 地の 農業上  $\overline{\mathcal{O}}$ 効率的 か つ総合的 な利用に支障が生ずる事態が起きないようにすること。

③ 面積規模が最小限であること

土 地 利用調整区域として定める面積が、 事業者の立地ニーズを踏まえ、 地域経済牽引事業の用途

に供するために必要最小限の面積であること。

4

面的

ì整備

( 区 画

[整理、

農用

地の

造成、

埋立て又は干拓)

を実施した地域を含めないこと

土 地 改良事業等で、 区 画 整 理、 農用 地  $\overline{\mathcal{O}}$ 造成、 埋立て又は干拓に該当するものを実施 した農地に

ついて、 当該 事 業の工事が完了した年度の 翌年度の 初日から起算して八年を経過していないものは

、土地利用調整区域に含めないこと。

(5) 農地 中 -間管 理機 機関連  $\mathcal{O}$ 取組に支障が生じないようにすること

土 地 改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第一項の 規定により行う土地改良

事業 。 以 下 「農地 中間管理 機構関連事業」という。)として農業者の費用負担を求めずに事業を実

域 地 施 6 3 中 12 L 含め た ま 間 管 農地に での考え方に基づ な 理 機 いこと。 うい 構 関 連 て、 さらに、 事 農地 業を行う予定 き、 中間管 農 B 地 む 理 を 中 権 得 間  $\mathcal{O}$ 管 な あることが公にされ  $\mathcal{O}$ 理 存続期間 1 権 場 合  $\mathcal{O}$ で 存 な 続 中 は け 期 土地 れ 間 ば が 7 満 利 土 **,** \ 用 地 了 、る農地 調整 利 L た 用 農 区域 調 整 地 に に 0 に含めな 区 域 <u>つ</u> 1 . T 7 に含めないこと。 ŧ, 7 ₽ いこと。 土 地 前 利 述 また、 用 L た ① 調 整 農 区

(3) 1 市 街 市 街 化 調 化 調 整 整 区 域 区 域 に に お ける土 お け る土 地 地 利 利 用 用  $\mathcal{O}$ 調  $\mathcal{O}$ 整 調 に 整 に 関 関 L 必 する基本的な考え方 要 な 事 項

重点 促進 区 域 及び 土地 利 用 調 整 区 域  $\mathcal{O}$ 設定 に当たっては、 市 街 化区 域 (非 線引き都 市 計 画 区 |域に

あ って は 用 途 地 域) 内 に お 1 7 現 に宅 地 化 され た 土 地  $\mathcal{O}$ 活 用 を 優 先 ずる t O

雇 用、 ただ 交通、 市 土 街 地 化 利 区 用 域 に 産業等の お 1 て 適 経 切 済的 な 土 社会的条件 地 が な V と 及 び 認 8 災害 5 れ、  $\mathcal{O}$ 発 か 生の つ、 お 地 そ 形 れ 環境 を総合的 等  $\mathcal{O}$ に 自 然 勘 案 的 条 件 B

及び むを得 保 全の ない と認 方針を含む。 めら れる場合には、 及び 同 法第· 都 + 市 八条 計 画 の 二 **(都**  $\mathcal{O}$ 市 市 計 町 画 村 法第六条  $\mathcal{O}$ 都 市 の 二 の 計 画 に 関 都 市 計 画 区 域  $\mathcal{O}$ 整 備 開 発

和

が

保

たれることを前提

に、

市

街

化

調

整

区

域

に

お

7

て重

点

促

進

区

域

及び

土

ける基・ 地 利 用 調 本 的 整 な 区 域 方 針 を定 と  $\mathcal{O}$  $\emptyset$ る 調

ことを妨げないものとする。

この場合、 重点促進区域及び土地利用 調整区域の設定に伴い、 市街化調整区域において大規模な

公共施設整備を要することのないようにするとともに、 地域経済牽引事業と関係 のな V 施設、 商業

施設等の集客 性  $\mathcal{O}$ ある施設又は住宅等の 市 ・街化を促進する施設の新たな立 地を誘う 発しないことが求

められる。

2 市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設

(1)及び(3)①を踏まえ、

市街

化調整区域に設定される重点促進区域及び土地利用調整

地域経· 済牽引事 業  $\mathcal{O}$ 用に供する施設としては、 周辺  $\mathcal{O}$ 市 街化 を促進するおそれがなく、 かつ、 市街

化区 域において行うことが困 難又は著しく不適当であって、 地 域 経 済牽 引事 業 の効果を発揮する上

で次のような立地を得られることが特に必要であると認められる以下のものが考えられる。

(i 流通の結節点

高 速自 動 車 -国道、 鉄道 の貨物駅、 港湾、 漁港、 空港その他 心の物資 の流 通を結節す うる機能な を有す

る社会資本等の近傍に立地する食品関連物流 施 設、 植物工場又は 生体 対料の 研究施設若しくは工

区域にお

ける

場

(ii 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍)

医 「薬品若、 しくは 食品 . の 原料若 しくは材料として使用される農林水 産物等の 生産 地 等又は 現 に試

験 研 究  $\mathcal{O}$ 用 に供 だされ て 7 る試 験 研 究施 設等  $\mathcal{O}$ 近傍に立 地 す Ź 研 究 施 設 又 は 工 場

(iii) 変電所の近傍

変電所 (電気事業法施行規則 (平成七年通商産業省令第七十七号) 第一条第二項第一号に規定

する変電所のうち、 構外に六万ボ ルト 以上の電 圧 で電気を伝送するものに限る。 0 近傍に立地

するコンピ ユ ] タやデー タ通 信  $\mathcal{O}$ た  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ 装置  $\mathcal{O}$ 設 置 『及び運R 用 に特 化 た施設 (当該: 施 設  $\mathcal{O}$ 用 に 供

する土地  $\mathcal{O}$ 面 積 が 十ヘクタ ] ル 以 上  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限 る。

(iv 高速自動車国道等のインターチェンジの近傍

高 速自 動 車 国道又は自 動 車 専 用道路 ( 以 下 「高速自 動 車 玉 [道等] という。)  $\mathcal{O}$ インターチ エ

ジ  $\mathcal{O}$ 近傍に 立 地 L た次世代 モビ リテ イに対応した物流 施設 (高 速 自 動 車 -国道等 文は 高 速自 動 車 玉

道等と連結 す る道 路 に連 絡する通 路 (専ら当 該 物 流 施 設  $\mathcal{O}$ 利 用 者  $\mathcal{O}$ 用 に 供することを目的とし (4)(v) 生特 内 又は ンジ 市 整備されているものに限る。) れており、 第二十五号) 設けられるものに限る。) 容 町 都 地域における産業立地 市計 水素 別措置法 又は幹線道路に近接 に即 村  $\mathcal{O}$ して、 都 自 画法第六条の二の 電 市 動 第四条の八の二第一項第一号に規定する自 気自 車 計 (平成十四年法律第二十二号) 第八十一条第一項に規定する都市機能増進施設を除 地 画 に 方公共 に 動車 水 関 素を充てんするため でする基を (専ら電気を動 の促進 して定める区域において立地する工場、 寸 都市 を備えているものであって、 体 本 が 基 的 計 のために必要と認められる区域 な方針 本 画 計 区 域 力源とする自 画 の整 の設 に 記 記  $\mathcal{O}$ 重 点 載 備 備 され 促 が 当 該 進 開発及び保全の方針 た産業・ 配慮すべき事 区 動 域 軍をいう。 物 道路法施行規則 内 動 流 に、  $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 運 施 行 地 設 車 高  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 研究施 ため 利  $\mathcal{O}$ 速 に電 自 用 運行を支援する環境が整  $\mathcal{O}$ 並 者 動 土 設又は物流 びに同法第十八条の二の 気を供給するため 車 0 (昭和二十七年建設省令 地 用 玉 道 利 に 等の 用 供するよう適 に 施設 関 インター す る事 (都

自然環境

の保全その

他地域経済牽引事

業

 $\mathcal{O}$ 

促進

に際

L

項

項

 $\mathcal{O}$ 

市

再

チ

エ

 $\mathcal{O}$ 

設備

一備さ

一切に

る法律 る生 環境保全法 法律第百六十一号)に規定する国立 並 び 環境保全上重要な地域にお に 絶 地 (平成十四年法律第八十八号) 等保 滅  $\mathcal{O}$ (昭 護 お それ 和 区を含まない 四 十七年法  $\mathcal{O}$ あ る野 生 律第八十五号) いては自然環境の保全が特に必要であることから、 ものとす 動 植 物 に規定する鳥獣保護区を含まないものとする。 る。 国定公園区域や鳥獣の保護及び管理並  $\mathcal{O}$ 種 重点促进  $\mathcal{O}$ に規定する原生自然環境保全地 保 存に 進 関 区 域 する法律 E は ۲ 平 0 -成四年 ほ か、 法 自 立びに狩び 1律第七. · 然公園 域及び自然環境保全 促進区域には、 猟 法 十五号) また、  $\mathcal{O}$ (昭 適 和三十 正化に関す 重点 に 規 自然 定す 地 促 年 域 淮

済牽引事業の実施により自然環境へ 促 進 区 . 域 に 環境保全上 重要 な 地 域 重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。 (促進 区 域から除 くべき地域を除く。)を含む場合に は 特に、 地 域経 促

又は事 定する公 近区域に 業 . 国 立 計 嵐 計 画を承認する場合には、 画 [等との整合を取るものとする。 国定公園区域を含む場合には、 国立公園にあ また、 基本計 は地方環境事 国立 画及び事業計画と自然公園法第二条第五号に規 国定公園を含む 務 所、 国定公園 基本 計 にあっては 画を作成す る場合 都 道 府

って

進

区

域

に環境保全上重要な地域

(重点促

進区

域から除くべき地域を除く。)を含む場合、

地

域

経

済

達引

事

業

0

実

施

に

ょ

ŋ

自

1然環境

に

重

一大な影響が

な

7

ように

十分な配

慮をするものとする。

県 の自然環境部局と調整を図るものとする。 なお、 地方公共団体の条例により指定された保護区域等

に つい 7 ŧ それぞれ で条例  $\mathcal{O}$ 目 的 で関係 計 画に基づき、 適切 な環境保全を図るも のとする。

ま た、 基本 計 画 を作成する場合に は、 緑 地  $\mathcal{O}$ 確 保、 大気汚染防 止 対策、 廃 水 処 理 土 壌 《汚染防-止 対

策、 騒 音 振 動 対 策、 悪臭対 策、 廃 棄 物 IJ サ 1 ク ル 対策、 省 工 ネ ル ギ 対 策、 地 球 温 暖 化 対 策 等、

事 業 活 動に伴 1 課題 が生じ得る事項に対する環境保全 0) 取 組 住 民 0) 理 解を得るため 0 取 組 に 0 7 7

定めるとともに、 防 犯設備な や防犯体 制、 犯罪や事 故  $\widehat{\mathcal{O}}$ 発生時における警察 の連絡体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 犯

罪及び 事 · 故 の 防 止 地 域 の安全と平穏 交通 の安全等を確保するために効果を有する取 組 を住民 0 理

解 を得 な が ら行うことに つい て定め る ₽ Oとする。

} (1)そ  $\mathcal{O}$ 他 地 域 経 済 牽 引 事 · 業  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関 けす Ź 重 要 事

項

P D

C

A サイ

ク

ル

 $\mathcal{O}$ 

強

化

法  $\mathcal{O}$ 執 行に当れ たっては、 そ の実施状況について適 切なKPIを定めた上でPDCAサイクル を確立

Ļ 法  $\mathcal{O}$ 執行 改善、 定期 的 な 評 価、 見 直 Ĺ 等を行うことが が重要で 、ある。

このため、 国及び 地方 公共 寸 体 は、 基本 計 画 及び 地 域 経 |済牽 引事 · 業  $\mathcal{O}$ 進捗 状況を取りまとめるもの

に与える影響、 とする。 具体的には、 基本 計 画 国は基本計画への同意の際に、  $\mathcal{O}$ 目 標と地域経済牽引事業の 要件との関係性等につい 地方公共団体による目標設定の方法、 ての 説 明を求めるとと 地域経済

もに、 毎年度、 地 方 公 共 付団体 に お け る基本 計 画  $\mathcal{O}$ 目 標に 対する進 涉状 況 を取 りまとめるも のとする。

地 方 公共 団 体 は、 それぞり れ  $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 実情 を踏まえた基本 計 画 (T) 作 :成を行 \ <u>'</u> 毎年 · 度、 地 域 経 済  $\mathcal{O}$ 状

況、 承認した事業計 画 『の実施は 、状況、 地 域経済牽引事業 への支援措置、 土 地 利用の 調 整 0 状況等、 基本

計 画 の進 捗状況に関する取りまとめを行い、 継続 して地域経済牽引事業を促進しようとする場合には、 国に報告するものとする。 また、 地方公共団体は、 原則として、 経済 基本

計

画

 $\mathcal{O}$ 

計

画

期

間

終了

後、

社 i会情; 勢 0 変 化 事 業者  $\mathcal{O}$ 二 ] ズ、 基 本 計 画  $\mathcal{O}$ 実 施 状 況等を評 価した上で、 改めて基 本 計 一画を作 成 す

るも のとする。 なお、 基本 計 画 0 計 画 期間 終 了 時 点 に お į١ て当該 基 本 計 画 に 適合すると認 めら れ た承

認事業計 画 (T) 実 施 期間 が終了 してい ない場合には、 当該 承認事業計 画 の実施 期間が終了するまで 0 毎

年度、 基本計 画 の進 捗状況に関する取 りまとめを行うとともに、 当該基本計画に適合すると認められ

た全て 0 承認事業計 画  $\mathcal{O}$ )実施! 期間終了 後、 基本計画に関する最終的 な評価を実施 Ļ 玉 に報告するも

のとする。

(2) 地域経済牽引事業促進協議会の設置

地域 経 済牽引事 業  $\mathcal{O}$ 促進に当たっては、 地方公共団体と地域の 産学金 の関係者が協力して地域経済

牽 引事 業を推済 進する体 制 が 必要である。 この ため、 地 方 公 共 寸 体 は、 基 本 計 画  $\mathcal{O}$ 作 成 地 域 経 済 牽 引

事 業  $\mathcal{O}$ 案件 発 掘 承 認 地 域 経 済牽 引 事 業  $\mathcal{O}$ 進 捗 状 況  $\mathcal{O}$ フ オ 口 ア ップ 等に お 1 て、 法第 七 条の 規 定に

基 一づく地 域経済牽引事業促進協議会を活用することが望ま L \ <u>`</u>

(3)事業計画に係 る地 域の成長発展の基盤強化に特に資する基準の評価体 制 の整備

玉 は、 法第二十五条の 課 税 の特例及び第二十六条の 地方税 O課 税 免除又は 不均 課税に伴う措置に

関 L て、 地 域  $\mathcal{O}$ 成 長 発展  $\mathcal{O}$ 基 盤 強 化 に 特に資するも 0 として主務大臣 が定 8 る基 準 に適合することに

0 7 て  $\mathcal{O}$ 確 認 を 適 切 に 行うた め、 評 価 委員会を設置 し、 その 評 価を踏り まえるものとする。

評 価 委員会は、 事業計画を公正か つ 適正 に評価できる有識者、 専門家等で構成することとし、 案件

に 利 害関係等を有する者は当該案件 の評 価 に関与しないものとする。

第二 地域経済牽引支援機関の連携に関する事項

イ 地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項

#### (1) 連携の意義

事業者 が抱える課題は多様化・複雑化しており、 地域経済牽引事業の実施に当たって、 単一の地域

経済牽引支援機関 穴は的な 確な支援が 困難 であることも想定される。 この ため、 地 地域経済 牽 引事 業 の支

援に当たっては、 地 域 に存在する複数 0 地 域 経 済牽引 支援機関間 で 連 携 を 义 り、 役割 で責任が · を明 確

化

た上で、それぞれの地域経済牽引支援機関が主体的に支援を行っていくことが重要である。

また、 地域外に所在する地域経済牽引支援機関も含めた連携体制を構築することにより、 地域内で

不足する支援の機能を補完することも重要である。

#### (2) 連携の目標

連携支援計 画 の作成に当たっては、 (1)を踏まえ、 次の事項について定めるものとする。

- 支援対象とする事業分野
- 地域における産学官金  $\overline{\mathcal{O}}$ 地域経済牽引支援機関 の連携による支援体制の構築
- ・ 地域の地域経済牽引支援機関の役割と責任の明確化
- 地域内で不足する支援機能の地域外からの補完

想定する効果(支援件数等)

口 地 域経済牽引支援機 関 の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項

## (1) 連携支援事業の内容

地 域 経 済牽 引 支援 機関が 主に連携支援事業を実施する地 域 の特性等を踏まえ、 連携支援 事 業  $\mathcal{O}$ 計

画

期間 (連携支援計 画 0 計 画 期 間 は原則五年とする。)において地域経済牽引事業に対して実施する支

援の全体像やその実施時期等について定めるものとする。

主に連携支援事業を実施すると想定される地域の基本計画と整合

を図るよう努めるものとする。

また、

連携支援計画については、

ただし、 連携支援計画を申 請 する時点で、 主に連携支援事業を実施すると想定される地 域に基本計

画が存在しない場合において、 その後、 基本計画が同意された場合には、 当該基本計画と整合を図る

よう努めるものとする。

## (2) 連携支援事業の実施方法

連携支援事 · 業 0 実施に当たっては、 研究開発等から販路開拓等まで地域経済牽引事業に必要な支援

が 提供されるように役割分担及び責任体制を明確化する必要があることから、 次の事項について定め

るものとする。

1 地 域経済牽引支援機関間 の具体的な役割分担及び責任体制

 $\mathcal{O}$ 締 結や定期的 な情報交換や連携方針を協議するための会議 の開 選催等)

附 則

2

地

域

経済牽

引支援機関

間

 $\mathcal{O}$ 連 携

体

制

 $\mathcal{O}$ 

具体

的

な

構

築方

法

地地

域経済牽引支援機関間

での連携協定

この告示は、 中小企業の事 業承継 の促進 0 ため 0 中 小企業における経営の 承継 の円滑化に関する法律等の

部を改正する法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 (令和二年十月一 日 か . ら施 行する。

附 則 (令和三年三月二六日総務省、 財 務省、 厚生労働省 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省

告示第一号)

この告示は、 公 布 の 日 から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日総務省、 財務省、 厚生労働省 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省

告示第二号)

る。

この告示は、 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日 (令和三年八月二日) から施行す

附 則 (令和四 年 十月十九 日総務省、 財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省

告示第一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 五年七月二十五日総務省、 財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通

省告示第一号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による 改正 後  $\mathcal{O}$ 地 域 における地 域経済牽引事 業の 促進 に 関する基本的な方針第一ト(1)  $\mathcal{O}$ 規定

は、 この告示の施行 0 日前、 に地域経済牽引事業の促進による地域 の成長発展の基盤強化に関する法律第

四条第六項 (同 !法第五条第三項において準用する場合を含む。) の規定による主務大臣 の同意を受けた

基本計画についても適用する。

附 則 (令和 五年十二月二八日総務省、 財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通

この告示は、公布の日から施行する。